

審 査 概 要

会議名：令和8年度第1回山形県県土整備部指定管理者審査委員会（要項審査）

日 時：令和8年6月4日（木） 10:30～11:35

会 場：県庁5階 総務部分室（Web開催）

出席者：牧野義幸委員長、石垣肇之委員、田牧大祐委員、山田忍委員、
遠藤靖夫委員（健康の森公園、最上中央公園）、古澤徹委員（山形県県営住宅等）

次 第

- (1) 開 会
- (2) 全体的事項について
- (3) 募集要項及び配点に関する審査
- (4) 閉 会

※ 審議開始前、審査については公開とすることを決定した。

◆【県土整備部の指定管理者募集に関する基本的な考え方】

事務局より県土整備部の指定管理者募集に関する基本的な考え方について説明を行った。

委員からの主な質問・意見、事務局の回答は以下のとおり。

▼質問・意見

公園施設ではクマ出没の可能性があるが、クマ対策についてはどの審査項目で評価することになるのか。

▽回答（県土整備企画課）

審査項目「⑩緊急時の対応」において評価するものと考えている。

◆【健康の森公園】

事務局より健康の森公園に係る施設概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）について説明を行った。委員からの質問・意見は特になし。

◆【最上中央公園】

事務局より最上中央公園に係る施設概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）について説明を行った。委員からの質問・意見は特になし。

◆【山形県県営住宅等】

事務局より山形県県営住宅等に係る施設概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）について説明を行った。委員からの主な質問・意見、事務局の回答は以下のとおり。

▼質問

①指定管理料については、現状と比較し物価高騰を踏まえた設定になっているのか。

- ②維持修繕について、指定管理者が指定管理料の範囲内で対応する範囲と県が対応する範囲はどのような取り決めになっているのか。
- ③高齢単身者世帯の見回りや安否確認等は、指定管理業務の中に含まれているのか。
- ④指定管理者が行う維持修繕の対象範囲は、施設の破損箇所の修繕に限られるのか。入居率低下の要因である間取り不一致や高齢化に伴うバリアフリー対応なども含むのか。

▽回答（建築住宅課）

- ①サウンディング調査と現管理者からの聞き取りを行い、物価上昇等を踏まえた上限額を設定している。
- ②修繕経費が一千万円未満の場合は、指定管理者が対応し、一千万円以上の場合は、県が直接発注する。
- ③指定管理業務の中には、高齢者の見守りなどは含まれていないが、入居者の高齢化を課題と捉えており、この解決に資する提案を期待している。
- ④指定管理者が担う一般的な修繕は、破損時や退去時の対応に限られ、バリアフリー改修は対象外である。県において、県営住宅長寿化計画に基づき、団地ごとの状況や入居者ニーズを踏まえ、必要な修繕や再編等については対応していく。

▼意見

空き家率の上昇や修繕、家賃滞納など、県営住宅は維持管理が難しい施設であると認識している。審査項目や募集要項については問題ないとする。

◆【採決】

本委員会にて審議のあった3件について、原案のとおり承認された。